

投稿

## 原発推進GX法の成立に抗議する 連携して原発の再稼働を止めGX法を無力化しよう

原子力規制を監視する市民の会 阪上 武

原発の 60 年超運転、新增設を容認し、核燃料サイクルも推進、原子力基本法に「原発活用は国の責務」と書き込むなど、原発を全面的に推進、さらに石炭火力を温存し天然ガスの確保を図るなど、気候危機対策にも逆行し、CO2 と放射能をばらまきながら、巨額の税金を衰退する原子力・エネルギー産業につぎ込む GX (グリーントランスフォーメーション) 関連法が、多くの反対の声を聴くこともなく、自民・公明・維新・国民などの賛成多数により 5 月 31 日に成立した。福島第一原発事故の教訓を踏みにじり、人々を原発事故の不安と恐怖に陥れるものであり、断じて許すことはできない。GX 法の成立に強く抗議する。

GX 法の廃案を求めて、オンライン学習会、パブリック・コメントのよびかけ、署名活動、経産省や規制庁との交渉などを行ってきた。国会審議が始まると、国会前の連続行動と議員への電話、FAX、訪問などよびかけた。集会では各地から運動の紹介があり、関西からは、地域の公明党の事務所をすべてまわった報告等を受けた。

国会審議を通じて老朽炉の危険性が具体的に明らかになった。経産省が傍若無人に振る舞う背後で原子力産業の衰退が見えてきた。各地で既に、原発の再稼働を止めるために、自治体申入れ、立地町等での戸別訪問・チラシ配布等々が進められている。裁判闘争も続いている。汚染水の海洋放出に反対する闘い、六ヶ所再処理工場の操業を止める闘い、使用済燃料の中間貯蔵に反対する闘い等々。昨年夏から約 10 ヶ月の GX 反対の闘いで築いた連携の力を基盤に、今後も GX 法の中身を実行させないための取組みを続けよう。

### ◆老朽炉の危険性が具体的に明らかになった

国会の審議を通じて、老朽炉の危険性が具体的に指摘された。今年 1 月に高浜原発 4 号機において制御棒が落下する事故が発生した。原因は制御棒を制御する電気ケーブルが初期の施工不良により常に引っ張られる状態におかれ、運転開始から間もなく 40 年というところではんだ付部分で接触不良が起こったためとされているが、実態調査はなされていない。規制委は経年劣化の一種だと認めている。国会で問題になったのは、高浜 4 号機は昨年 11 月までに、40 年目の審査の前段として行われた特別点検にパスしたばかりであった点である。電気ケーブルの劣化は審査対象だが、問題のはんだ付部分は点検の対象外であった。原子炉では点検箇所がどうしても限られる。すべての箇所の点検ができないことを西村経産大臣も山中委員長も認めた。

### ◆原子炉圧力容器の劣化の監視ができない

原子炉圧力容器に中性子があたって年が経つことによってもろくなる「中性子照射脆化」についても追及があった。監視試験片を入れ、定期的に取り出し、2 つに割って劣化の程度をみる試験を行っているが、耐用年数 40 年のつもりでいたので 40 年を過ぎて監視試験片がなくなっているのだ。国会質疑により、川内原発 1 号炉では 6 つ入れた試験片のうち既に 5 つを取り出してしまい、東海第二原発では既に入れた 3 つの試験片すべてを取り出したことが明らかになった。どうするのかと問われた規制委は、試験を行ったかけらをつかって再生試験片をつくり、再利用することを検討していると答弁した。しかし同時に、溶接の熱影響部については 5 ミリほどしかなく、再生試験片をつくるのが困難だと事業者から報告を受けていたことも明らかになった。

#### ◆老朽炉の審査が強化されるという嘘

国会審議直前、規制委において、法改定の「事前評価書」が了承された。規制の緩和と拡充のどちらかに丸を入れるのだが、「拡充」に丸を入れていた。理由は 60 年超の規制が創設されるからだという。ふざけているとしか言いようがない。運転期間制限の撤廃という大緩和を行ったために、これまで不要だった 60 年超の審査を行わざるをえなくなっただけではないか。

規制委による審査については、西村経産大臣も岸田首相も、これまでは 40 年目に 1 度きりだった審査が、今後は、頻度を上げて 30 年目から 10 年毎に行われるとし、審査が強化されることを強調した。しかし現実には、30 年目から 10 年毎の規則に基づく審査は既に実施されており、これと 40 年目の法定審査を一本化するだけで、審査の中身も頻度も現状のままなのである。

#### ◆規制委には危険な老朽炉を見つけて止めることはできない

60 年超の審査をどうするのか。規制委での検討は、岸田首相の国会答弁による混乱をきっかけによく始まった。そこで問題になったのが「未知なる劣化」を見つける仕組みだった。現状の審査では既知の 6 つの劣化事象しか対象にしていない。結論は、審査の枠組みではできない、事業者との「対話」を行うしかないというものだった。

関電と九電のすべての原発において、火災防護について審査基準違反が見つかった問題では、規制委は、違反が発覚しても原発を止めず、違法状態を容認したままの安易な運用による「是正措置」を認可した。規制委には問題を見つけることも止めることもできない。

#### ◆規制が利用に再び飲み込まれた

法改定により、原発の運転期間制限（40 年ルール）の条文が、規制委が所管する原子炉等規制法（炉規法）から利用側の経産省が所管する電気事業法（電事法）に移された。その上で停止期間が運転期間から除外され、60 年超運転が可能となった。条文を移したのは、停止期間の除外を再三要求していた電気事業者に対し、停止期間中も劣化は進むなどの理由で規制委が拒んでいたからである。最終的に規制委が拒否した文書が、「令和 2 年 7 月規制委見解」であった。

条文を移すためには根拠となる事実（立法事実）が必要だが、そのために用いたのも同じ見解だった。規制委山中委員長は「令和 2 年 7 月規制委見解に『運転期間の定めは利用政策判断であり規制委は意見を述べるべきでない』と書いてある」と繰り返し述べた。だから利用側で運転期間を定めると決めたら、規制委は何も言わずに炉規法から削ってよいというのだ。

私たちは、原発の運転期間制限は、福島第一原発事故の反省を踏まえ安全規制として炉規法に盛り込まれたというのが事実であり、山中委員長の立法事実は虚偽であることを暴露してきた。国会審議においても、現行の条文が圧力容器の脆化など劣化を考慮して定めた設計寿命などから、安全規制として定められたことが、策定当時の文書や国会答弁から具体的に明らかにされた。岸田首相は現行の条文が安全上の観点から定められたことを認めざるをえなかった。討論では圧倒していたが、数に圧されて法案は通ってしまった。

原発の 60 年超運転の実現に動いたのは経産省だった。こともあろうに規制庁及び山中委員長が、停止期間の除外はできないとの自らの判断をねじ曲げ、これに積極的に協力した構図だ。経産省の職員が規制庁の職員（多くが経産省出身者）に繰り返し接触していたことが明らかにされ、「安全規制が緩んだように見えないことも大事」とのメモ書きまで出てきた。規制と利用の分離が福島第一原発事故の教訓とされ、規制委が政府から独立の機関として設立されたはずだが、利用に再び飲み込まれたのだ。規制委に対する厳しい監視と批判についても強めていきたい。